問い合わせ先 -

天草市役所・市庁舎別館☎231111 〒863-8631 天草市東浜町8番1号

> 牛 深☎732111・有 明☎531111 御所浦☎672111・倉 岳☎643111 本☎663111・新 和☎462111 和☎321111 · 天 草☎421111 河 浦☎761111

囲…申し込み先 國…郵送先 匠…FAX Μ…メールアドレス 旧…ホームページ ※申請書などは匣に備え付け。

平成29年 項請求 あて名を明記し205円分 る場合は、 ※募集要項を郵送で請求 郵送してくださ 類を持参または簡易書留 申込方法 く)・現代文、 国語総合  $\exists$ 試験内容 の切手を貼り付けた返信 ン英語 入学願書などの提出 (一般)」 (古文・漢文を除 1月13日金ま 封筒に 11月29日必か 面接。 と記載し 数学 で 申請方法 費を助成。 ださい 補助金額 に対し、

ジにも掲載)

を提出し

てく ~

申

請

11月30日例ま

兄日⊛まで

ぽらす内) ☎38200

(男女共同参画センタ

| 門間本庁・男女共同参画

日創午前 募集人員 校(亀場町)。 試験会場 受験資格 試験日時 ると認められた人。 ②①と同等以上の学力があ 成29年3月卒業見込みの ①高等学校を卒業または巫 8時30分 20人程度。 本渡看護専門学 コミュニケー -成29年

学校学生募集(一般入試)平成29年度本渡看護専門 日曜日、 直接請求する場合は、 に申し出てください

祝日、

年末年始は

主 同校 行

同封して請求してください

封筒(角2号A4

イズ)を

どが、地域の課題解決に向じめとする市民活動団体な けて創意工夫する市 補助金の概要 補助金の申請を募集第4回市民活動支援事業 NPOをは 民活動

**☎**200 ŏ

除く)。 市内亀場町亀川12 郵申問〒863-本渡看護専門学校入試係 Ó 43

# ~ 同15日火

認められる事業

『消しましょう その火その時 その場所で』

空気が乾燥して火災が発生しやすくなるこの 時季は、火の元や火の取り扱いには十分に気を つけて、火災予防に努めましょう。

#### 「住宅防火 いのちを守るフつのポイント」

- 3つの習慣…●寝たばこをしない●ストーブは、 燃えやすいものから離して使用する●ガスこん ろなどから離れるときは、必ず火を消す。
- 4つの対策…●逃げ遅れを防ぐために、住宅用火 災警報器を設置する●寝具や衣類、カーテンか らの火災を防ぐために、防炎品を使用する●火 災を小さいうちに消すために、住宅用消火器な どを設置する●お年寄りや体の不自由な人を守 るために、隣近所の協力体制をつくる。

問本庁・防災危機管理課

# 市民ふれあい座談会を開催

市では、市民の皆さんの意見を直接お 聞きする"市民ふれあい座談会"を開催 します。多くの皆さんのご参加をお待ち しています。

#### ●日程

| 地区  | とき     | ところ                           |
|-----|--------|-------------------------------|
| 本 渡 | 11/ 1® | 天草市民センター大会議室                  |
| 新 和 | 11/ 9® | 新和町民センター大会議室                  |
| 牛 深 | 11/10册 | 牛深総合センター4階会議室                 |
| 御所浦 | 11/24  | いさな館(御所浦支所2階)                 |
| 本 渡 | 11/25@ | 天草中央保健福祉センター<br>※場所が変更になりました。 |

※時間は午後7時30分から同9時まで。

問本庁・秘書課

児童虐待防止運動のシンボル

オレンジリボン

~11月は児童虐待防止推進月間です~

児童虐待とは、本来、子どもを守るべき保護者(親や親に代わる養育者、その同居人など)が、 子どもの身体や心を傷つけることをいいます。子どもへの虐待は大きく4つに分類されます が、これらが重複して起こっていることが少なくありません。

### 身体的虐待

- ●首を絞める、殴る、蹴る、投げ落とす
- ●逆さづりにする
- ●やけどをさせる
- ●戸外に閉め出す

など



#### 心理的虐待

- ◆大声や言葉によるおどかし、強迫など
- ●無視したり、拒否したりする
- ●ほかのきょうだいとは著しく差別的な 扱いをする
- ●子どもの前で配偶者などにDV(暴力 や暴言など)をする など

#### ネグレクト(養育の怠慢・拒否)

- ●適切な衣・食・住の世話をしない
- ●病気になっても病院へ連れて行かない
- ●家や車に長時間放置する
- ●同居人による虐待の放置



## 性的虐待

- ●性的ないたずらを強要する
- ●性的関係を強要する
- ●性器や性交を見せる
- ●ポルノグラフティの被写体にする

など

- ■虐待を受けたと思われる子どもがいたら
- ■子育てに悩む親がいたら
- ■ご自身が出産や子育てに悩んでいたら

#### 下記へ連絡・相談してください。

※連絡・相談は匿名で行うこともできます。 連絡者や内容に関する秘密は守られます。

#### ●連絡·相談先

- ●子ども総合相談室(本庁・子育て支援課内)・・・・相談専用電話☎20404 / 直通☎205400
- ●家庭児童相談室(牛深支所内)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・代表☎७2111
- ●県中央児童相談所 ☎096(381)4451または全国共通ダイヤル☎189 夜間も対応しています。 〔生命に危険がある場合などの緊急時〕・・・・ ●天草警察署☎⑳0110 ● 牛深警察署☎㉑2110

## ■『子育て短期支援事業』を実施しています。

#### ショートステイ事業

施設に子どもを宿泊させて、一定期 間養育を行います。

- ▶利用要件=保護者が社会的理由(疾 病、看護、出産、事故、災害など) により、家庭における子どもの養育 が一時的に困難となった場合。
- ▶利用期間=原則7日以內。

#### トワイライトステイ事業

施設に子どもを通所させて、生活指導や夕食 の提供を行います。

- ▶利用要件=保護者が仕事などの理由により、 帰宅が恒常的に夜間になるため、子どもの生 活指導や家事などが困難な場合。
- ▶**利用時間=**原則、午後5時から同10時まで (施設で利用時間が異なります)。
- ※世帯の課税状況に応じて、利用料金が必要となります。詳細はお尋ねください。

問本庁・子育て支援課 (天草中央保健福祉センター内) ☎②5400

19 市政だより 天草 No.254